

上天草衛生施設組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 7 年 4 月
上天草衛生施設組合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年度法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までを前期計画として取組を進めてきました。今回、前期計画の基本理念を継承し、働き方に関する社会情勢の変化、また、職員の声などを踏まえながら、新たに女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（2025）を策定しました。

1、期間計画

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、職員が仕事と子育てを安心して両立できる職場環境づくりを推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

なお、この計画は、必要に応じて見直しを行う。

3、現状把握と数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 現状把握

①女性職員の割合（採用試験を実施した年度のみ記載）

ア 令和2年度採用実績

	男 性	女 性	合 計	女性の割合
試験受験者数	10 名	3 名	13 名	23%
採 用 人 数	2 名	0 名	2 名	0%

イ 令和7年度採用実績

	男 性	女 性	合 計	女性の割合
試験受験者数	5 名	0 名	5 名	0%
採 用 人 数	1 名	0 名	1 名	0%

②継続勤務年数の男女差（令和7年4月1日現在）

職 員 数 ： 9 名 (R7 新規採用職員は除く)	全体平均	男性平均	女性平均
	14 年 2 ヶ月	8 名 : 14 年 9 ヶ月	1 名 : 9 年

③超過勤務の状況（時間外手当が支給されない職員を除く）

令和6年度実績（対象職員8名合計）

	事 務 局	衛生センター	合 計	平 均
4 月	0 時間	77 時間	77 時間	9.6 時間
5 月	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
6 月	0 時間	8 時間	8 時間	1 時間
7 月	0 時間	3 時間	3 時間	0.4 時間
8 月	0 時間	2 時間	2 時間	0.3 時間
9 月	8 時間	8 時間	16 時間	2 時間
10 月	0 時間	2 時間	2 時間	0.3 時間
11 月	5 時間	0 時間	5 時間	0.6 時間
12 月	0 時間	44 時間	44 時間	5.5 時間
1 月	0 時間	30 時間	30 時間	3.8 時間
2 月	0 時間	3 時間	3 時間	0.4 時間
3 月	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

④管理職及び役職段階の職員に占める女性職員の割合

令和7年4月1日現在：管理職及び役職段階にある職員に女性職員はいない。

⑤男女別の育児休業等取得状況

	R4 年度		R5 年度		R6 年度	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
子どもが生まれた職員数	0	0	1	0	1	0
育休を取得した人数	0	0	0	0	0	0
育休取得日数	0	0	0	0	0	0
配偶者出産休暇を取得した人数	0	0	1	0	1	0

(2) 目標と取組み

目標 1	令和 12 年度までに、受験者総数に占める女性割合を 30%以上にする
取組内容	職員募集案内やホームページにおいて、女性活躍の場があることを広く認識していただくため、積極的な情報提供を行う。

目標 2	男性職員の育児参加の促進
取組内容	配偶者出産休暇は 100%を目標とし、育児時間休暇及び育児休業については制度の周知を徹底し、休暇取得を促す取り組みを実施する。